

## 巻頭言

### 〈小特集〉 律法主義的視座を越えて

今回何とか小特集を刊行する運びとなったが、端的に言って、昨年度から今年度にかけては当研究プロジェクトの代表者である小関の長期入院、その後の療養生活などの不測の事態に見舞われ、史資料収集や研究会をはじめとする実質的な研究会活動がほとんど展開できなかった。

そうしたなかにあっても研究会構成メンバーは各自自主的学習を重ね研鑽を積んでいたが、特集号用原稿としては2本の原稿と一本の書評を集めるに止まらざるを得なかったため、止むを得ず小特集として刊行する運びとなった。代表者の個人的事情で構成メンバーならびに人文科学研究所のスタッフに迷惑をかけたことをお詫びしたい。

収録した小関の「加藤周一の精神史－性愛、詩的言語とデモクラシー」は退院直後の2016年5月21日に本学で開催された土曜講座での講演内容を圧縮し文章化したものである。構想をまとめる最終段階は入院中の病床での作業となり、文章化は療養生活のなかで行ったため、加藤周一の思索に対峙できる緊迫感が途切れていないか否か不安なとししないが、現時点での暫定的成果として世に送りたい。わずかにアピールできる点としては、これまでおそらく誰も使用したことのない、青年期の加藤周一の手稿の『青春ノート』Ⅰ～Ⅷ（立命館大学加藤周一現代思想研究センターよりデジタルアーカイブとして公開）を使用し、青春期の加藤周一の肉声にわずかながら触れることが出来た点である。

つづく顛原善徳氏の「初期議会期における条約の国内編入をめぐる問題」は氏のこれまでの研究テーマと関心を問題史的に掘り下げた野心作である。試論的な箇所も含まれているが、それも含めて立憲制についての考察を深めるに際して味読に値する内容を含んでいる。佐藤太久磨・吉田武弘両氏の

「書評：小関素明著『日本近代主権と立憲政体構想』（日本評論社、2014年）」は拙著の重要論点と急所に肉迫しようとした力作である。自作に対する書評であるためこの場で立ち入ってその適否をコメントしづらいが、筆者の意を汲みつつ、公権力と立憲制の重要な相関性を浮かび上がらせることを試みた評者両氏の果敢な問題提起に感謝したい。

以上対象を異にした3編の作品は、一見したところ問題意識も関心も異なっているように見えるが、実は深い部分で問題関心を共有している。それはつまり筆者4人が最終的に分析すべき最大の対象を権力、特に公権力に置いていることである。のみならず、公権力の本質に迫るにはその法理的解釈にもまして、よって立つ権力資源の解析が何よりも重要であることを痛感している点である。

公権力はつねに法理的レジティマシー、多くの場合立憲主義という規範によって縛られ、また護られている。しかし重要なことは、立憲主義ゆえに公権力が存在するのではないということである。公権力はその存立原理の中につねに法理的レジティマシー以前のものを内包しており、また法外的なものを練り込むことによって自己を維持、再生産している。したがって、通常立憲主義によって自らを合理化しながらも、必要に迫られればその立憲主義を自らの都合のいいように改変できる潜在的暴力性を本質的に内包している点に注意しなければならない。一見公権力論とは距離のあるようにも見える小関の論稿においても、底流にあるのは、この危機感に促されて人のあり方を省察し自らの思索を深化させていった加藤周一の精神的軌跡の射程と有効性をどう評価すべきかという問題意識である。

人間の欲望や願望を権力資源に執拗に転化する公権力の威力とその暴力性に対する認識が甘いと「立憲主義の擁護」を金科玉条にする律法主義に偏頗した姿勢に傾かざるを得ない。われわれは、この陥穽に大きな危機感を共有すべきではないか。われわれの認識がこうした方向に収斂しつつあるのは、研究会の内外での論議に由来するところも大きい。公権力の存立原理

に非妥協的に向き合い続けられれば、おのずと危機感がその方向に収斂したという側面が大きい。われわれは、この危機感と問題意識の方向性はさほどの的外したものではないと考えている。

こうした危機感を中核に置いた我々の問題意識を汲み取っていただき、忌憚のないご批判をいただければ、執筆者一同これに過ぎる喜びはない。

2017年3月

近代日本思想史研究会

代表者 小関 素明（文学部教授）

